

・工事成績評定実施要領について

(平 16. 7. 1 付 75-17, 85-49, 111-94, 127-38, 136-49)

住宅経営・建替・再開発・土地有効等担当理事	総務人事・業務企画等担当理事
関連公共施設・中心市街地活性化等担当理事	募集販売本部長
技術管理・調査研究担当理事	沖縄総合開発事務所長
都市整備継続業務等担当理事	から 各都市開発事務所長
地方都市整備・公園担当理事	あて 各営業所長
	各支社長
	各地域支社長

改正 平成25年5月27日(イ)
平成26年8月18日(ロ)

標記について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年総務省・財務省・国土交通省告示第 1 号）に基づき、別紙のとおり要領を定めたので、通知する。

この通達は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

別 紙(イ)(ロ)

工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 本要領は、工事成績の評定に関する事項を定めることにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は、原則として、1件の請負金額が500万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、特に軽微な工事等で検査役が必要のないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構第95号）第169条第1項に規定する監督員（以下「監督員」という。）及び同細則第170条第1項に規定する検査員とする。

(評定の時期)

第4条 検査員である評定者は検査実施の都度、監督員である評定者は工事完成のとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定の方法)

第5条 成績評定は、工事ごと独立して行うものとする。

- 2 工事成績の採点は別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。
- 4 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 5 評定項目の「施工技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関して、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(評定結果の報告) (ロ)

第6条 評定者は、成績評定を行ったときは、その成績評定結果について、遅滞なく、検査役又は分任検査役に報告するものとする。

- 2 前項により報告を受けた検査役又は分任検査役は、評定結果を確認の上、本社にあっては総務人事・業務企画等担当理事、住宅経営・建替・再開発・土地有効等担当理事、募集販売本部にあっては募集販売本部長、支社にあっては支社長、地域支社にあっては地域支社長、事業本部については事業本部長、開発事務所については開発事務所長、都市整備事務所については都市整備事務所長、住宅管理

センターについては住宅管理センター所長（以下「支社長等」という。）に報告するものとする。

（評定結果の通知）

第7条 前条第2項により報告を受けた支社長等は、別添「工事成績評定通知実施要領」の定めるところにより、遅滞なく当該工事の請負者に通知するものとする。

（評定の修正）

第8条 支社長等は前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 支社長等は前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

（説明請求等）

第9条 第7条又は前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して、14日（休日を含む。）以内に、書面により、通知を行った支社長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 支社長等は、前項による説明を求められたときには、書面により回答するものとする。